

行政委員の報酬・教育長の給与のあり方に関する意見書概要

平成24年11月16日
奈良県特別職報酬等審議会

I はじめに

- ・多くの自治体で見直しが進む非常勤の行政委員に対する月額報酬のあり方について、知事から意見を求められた。
- ・教育長の給与について、教育を取り巻く環境の変化や人材確保の観点からそのあり方を検討するため、併せて意見を求められた。

II 行政委員の報酬のあり方について

1 行政委員報酬をとりまく状況の推移等

(1) 報酬の支給根拠

- ・行政委員の報酬は、地方自治法の規定に基づき、「委員会の委員その他特別職の職員の給与に関する条例」により定められている。
- ・地方自治法では報酬は日額で支給することとしているが、ただし書きで条例で定めることによる月額での支給を規定している。

(2) 全国の訴訟の状況

- ・月額での報酬の支出の差し止めを求める住民訴訟が全国で提起された。
- ・奈良県においても同趣旨の住民訴訟が提起され、平成23年6月16日に奈良地方裁判所、平成24年1月20日に大阪高等裁判所で、いずれも月額で報酬を支給する条例の規定は無効ではないとの判断が下された。
- ・滋賀県の住民訴訟の最高裁判決も同趣旨であるが、非常勤職員の報酬制度について、住民に対して十分に説明可能な合理的なものとなるよう適切かつ柔軟に対応することが望まれるとの補足意見があった。

(3) 全国の報酬見直しの状況

- ・34道府県において、5県がすべてを日額制に、19道府県が一部を日額制に、10県が月額日額併用制に見直しが行われている。
- ・全国知事会の都道府県行政改革白書においても、各都道府県が自主的に見直しを進めていくこととする内容の報告が行われている。

2 行政委員報酬の基本的な考え方

(1) 本県の行政委員会等の概要及び活動状況等

- ・本県では、内水面漁場管理委員会以外の7つの行政委員会等に対し、条例に基づき月額による報酬が支給されている。
- ・各行政委員の活動は、定例会への出席等、その活動が明らかになるもの以外に、事務局からの相談への対応、裁決書の作成など実質的勤務、日頃からの調査、研究等、定量的に把握できない活動も多い。
- ・また、法律により付与された権限に伴う職責を担うとともに、日常生活の種々の制約や精神的・心理的負担を受ける。

(2) 基本的な考え方

- ・行政委員の職責や役割は変わらないものであるが、住民の意識などは時代とともに変化してきており月額制を維持することが適当とは言えないが、職責や制約、実質的な活動などを考慮すれば全面的に日額制に移行することが適当であるとも言い切れない。
- ・人材確保の観点から職責や勤務日数に表れない基本的な活動を月額報酬として一定の評価をするとともに、透明性確保の観点から勤務日数に応じて日額報酬を支給することが、法の趣旨に則った、バランスの取れた報酬制度。

(3) 報酬の体系及び水準

- ・月額日額併用制がより合理的な報酬のあり方。
- ・人材確保の観点から行政委員の職責や定量的に把握できない活動を評価するために月額部分に重きを置き、透明性の確保の観点から行政委員以外の委員報酬日額を参考に日額部分を設定し、総額として現行の報酬額との均衡に配慮した水準が適正。

III 教育長の給与のあり方について

1 本県の教育長の給与の状況

- ・本県の教育長の給与は、県の一般職の部長級の職員と同程度の水準で、都道府県では最下位レベル、県内の市と比べても中位程度。

2 教育長の給与の基本的な考え方

- ・教育長の職責や役割が重くなってきていること、より広い視野を持つ高度な人材を確保する必要があることなどから、給与上も特別職としての位置づけを明確にし、水準を一定引き上げることが適当。

3 給与の体系及び水準

- ・給料月額、知事の給料月額を基準とした教育長の全国の平均的な比率を参考に決定し、地域手当、期末手当を含めた年収で他の特別職との均衡、他の都道府県の状況を勘案した水準とすることが適正。

IV まとめ

- ・今後も社会情勢や行政委員、教育長の職責、役割の変化等に留意し、全国の状況や他の特別職との均衡も見極めながら、引き続き検証を続けることが必要。
- ・県民の理解と納得性を高めるために、各行政委員会等の職務や役割、活動状況等について、よりわかりやすい説明に努めることが望ましい。